

主な指摘事項【就労移行支援】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書の以下の点について修正を行うこと。今後については修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 「通常の事業の実施地域」及び「事業の主たる対象とする障害の種類」が運営規程と異なるため、修正すること。 「営業日及びサービス提供日」及び「職員の勤務体制」が実態と異なるため、修正すること。	1件
運営	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録については、サービスの提供を行ったことについて利用者からの確認を得ること。	1件
運営	個別支援計画の作成等	個別支援計画の作成に係るアセスメント及びモニタリングに当たっては、サービス管理責任者が利用者 に面接して行い、記録においては面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明確にすること。 個別支援計画の原案の内容について、サービス管理責任者が利用者又はその家族に説明を行い同意を得る必要があることから、説明者氏名や説明日・同意取得日を明記する等してその事実を明らかにすること。	1件
運営	運営規程	運営規程において以下の点について追記・修正し、当該修正に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。 「従業員の職種、員数」が実態と異なるため、修正すること。 「営業日及びサービス提供日」が実態と異なるため、修正すること。 「非常災害対策」及び「虐待の防止のための措置」に関する事項の記載がないため、追記すること。	1件
運営	勤務体制の確保等	従業員の雇用契約書について、職種及び兼務関係の記載が不明確であるため、これらを明記した雇用契約書や辞令書等を発出し、その勤務体制を明確にすること。	1件
運営	秘密保持等	従業員であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが ないよう、在職中のみならず退職後においてもこれらの秘密を保持すべきであることを明記した誓約書等 を全従業員から徴すること。	1件
運営	運営基準：身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修	すべての従業員に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施しその記録を保管 すること。 身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を実施した際には、すべての従業員から受講報告書を徴し、 研修の効果を検証したうえで実施に係る記録と併せて保管すること。	1件
報酬	個別支援計画未作成 減算	少なくとも3ヶ月に1回以上当該計画の見直しが適切に行われていない利用者について、個別支援計画 未作成減算を適用すること。	1件
報酬	福祉・介護職員処遇 改善加算（Ⅰ）	キャリアパス要件Ⅰのイにおける職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件と賃金体系に ついての整備が不十分であった。 キャリアパス要件Ⅱのイにおける資質向上の目標及びイニにおける資格取得のための支援の計画策定が 実施されていなかった。	1件